

Ⅷ 事業計画

1 年次計画

植栽管理事業実施にあたっては、整備基本計画の年次計画に合わせて以下のような方針で進捗を図ることとする。

短期計画・第1期植栽管理計画(平成25年度～34年度)

中期計画・第2期植栽管理計画(平成35年度～44年度)

長期計画・持続的な日常管理(平成25年度～44年度)

上記の基本方針を基に植栽管理の優先度に応じて次の様に区分し、植栽管理の具体化を行う。

- A : 優先度急 ～第1期植栽管理計画期間前半で緊急に処理する。
- B : 優先度大 ～第1期植栽管理計画期間中で短期的に対処する。
- C : 優先度中 ～第2期植栽管理計画期間中で中期的に対処する。
- D : 日常管理 ～持続的な日常管理の中で長期的に対応する。

(1) 短期計画・第1期植栽管理計画(表22)

第1期整備計画期間に合わせ、以下の植栽管理計画の効率的・効果的な実施を図る。

ア 植栽管理A

対象 ⇒石垣の積み石に変位を及ぼしている樹木
⇒危険を及ぼす可能性のある樹木

方針 ⇒緊急性の高いものから計画的に伐採・剪定等により処理し、短期的にその危険性を除外する。

イ 植栽管理B

対象 ⇒石垣に接している樹木
土塁・堀等の法面を洗掘している樹木
遺構の保存上支障となる樹木
藩主や藩士の登城ルートに沿った当時の景観修景
園路沿い石垣裾部周りの修景
西側からの遠景～近景
西側からの近景
東側からの中景

方針 ⇒第I期整備計画の対象地区(三ノ丸跡, 台所跡, 鶴ヶ池)については、その実施に合わせて植栽管理も行う。

また、その他の地区については、第1期植栽管理計画期間中を目途に順次植栽管理を実施する。

(2) 中期計画・第2期植栽管理計画(表 22)

第2期整備計画期間に合わせ、以下の植栽管理計画の効率的・効果的な実施を図る。

ア 植栽管理C

対象 ⇒東側からの遠景～近景

北側からの近景

南側からの近景

方針 ⇒第Ⅱ期整備計画の対象地区(本丸跡，二ノ丸跡，三ノ丸跡 他)については、その実施に合わせて植栽管理も行う。

また、その他の地区については、第2期植栽管理計画期間中を目途に順次植栽管理を実施する。

(3) 長期計画・継続的な日常管理計画(表 22)

以下の植栽管理については、樹木の現況把握と将来予測等を行いながら時間をかけて進める必要があるため、計画的かつ持続的な日常管理により実施する。

ア 植栽管理D

対象 ⇒史跡整備

発掘調査

整備上支障となる樹木

江戸時代から生育する可能性のある樹木，明治期以降から生育する樹木，樹齢が古いとされる樹木，幹周りが3m以上の樹木，生育数が少ない樹木，移入された樹木，記念に植栽された樹木，標本木・副標本木
本丸跡西側夕陽亭から城下，本丸跡中央から南昌山，本丸跡東側から早池峰山，二ノ丸西側望岳亭から岩手山

2 事業費概算

現段階で想定される第1期植栽管理計画に係る事業費の概算については以下のとおりである

(1) 植栽管理の方針に関する概算事業費

植栽管理A : 63,000千円

植栽管理B : 78,000千円

(2) 史跡の修景・景観・眺望に係る植栽管理に関する概算事業費

植栽管理B : 43,000千円

また、植栽管理Dについては、年度毎に計画的管理の進捗状況にそって事業費を計上し、指定管理者を主体として持続的に実施する。

なお、第2期植栽管理計画(植栽管理C・植栽管理D)については、その段階の状況に応じて概算事業費を算出し実施を図る。

3 日常管理

(1) 管理体制

指定管理者である特定非営利活動法人「緑の相談室」は史跡内にある公園としての現場内状況に精通していることから、市民にとっても管理期間を経るごとに安心感が徐々に得られてきている。

一方、公園内においては様々なボランティアが入り除草活動等を行っているため、指定管理者が日常的に管理すべき部分とボランティア団体が入って作業する部分が混合している現状があるが、樹木管理にも精通している指定管理者の指示に基づいた整備を今後とも進めるものとする。

現在は、ボランティア団体から公園内での活動を希望する申請を市が受理し、活動の詳細については指定管理者と改めて内容を協議した上で実施する手続きとなっているが、ボランティア団体が主体的に活動できる部分と管理者による適切な指示の上で行う部分を定めた仕様書を作成し、これに則した範囲での活動を行うことも検討する。

なお、市・指定管理者・ボランティア団体が一緒に活動できる機会を増やし、「史跡」として、また「公園」としての植栽管理のあり方についての共通認識を持つことが重要である。公園内の管理は基本的に指定管理者が行うこととしているが、公園内に市の公園管理事務所が存在していることから、現場状況や植栽の管理技術に精通している職員が多数在籍している公園管理事務所の職員が盛岡城跡公園内の管理に携わることが相応しく、必要に応じて指定管理者と連携を行いながら、総合的に公園管理を行なうことが望ましい。

現実的には、市内 450 箇所以上の公園のほか街路樹剪定等業務を抱えている市造園技師職員が盛岡城跡公園の管理に携わる時間は限られており、また維持管理予算等が逼迫している現状下においては、他の公園よりも管理の手を入れることは難しい状況にあるが、望ましい公園の管理のあり方に向けた体制づくりの検討を進めるものとする。

(2) 管理経費

現在、指定管理に係る年間管理料は約 20,000 千円であり、内訳としては、職員給与等に係る人件費、公園維持管理に係る刈り草処分費、燃料費、修繕費が主な項目となっている。指定管理料金の査定にあたっては、過去 4 年分の実績額を基にそれぞれの経費項目を平均し、積み上げた額を基準としている。

今後、市の財政状況に伴う維持管理に係る委託経費の変動が考えられることから、安定的な維持を図る上でもボランティアなど市民の自主的な意識と活動に負うところが大きく、行政が主体で行う管理を市民に委ねていくことも必要である。

現在の盛岡城跡公園内は、草花から高木の手入れや清掃活動は日常的に多くのボランティアに支えられており、さらに管理を重視した亀ヶ池浄化「モリモリプロジェクト」に代表されるイベントが市民主体で企画と運営など盛岡城跡公園は市民遺産として着実に根づいている。

表 22 事業計画

優先度	項目	年次	第1期植栽管理計画						第2期植栽管理計画	
			H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	~
V 植栽管理の方針										
1 石垣や遺構の保全に影響を及ぼす植栽の取り扱い										
A	(1) 石垣の積み石に変位を及ぼしている樹木									
	(2) 石垣に近接している樹木									
B	(3) 土塁・堀等の法面を洗掘している樹木									
	(4) 遺構の保存上支障となる樹木									
2 史跡の保存整備上支障となる樹木の保護育成										
	(1) 史跡整備									
D	(2) 発掘調査									
	(3) 整備上支障となるその他の樹木									
3 歴史的価値を構成する樹木										
	(1) 江戸時代から生育する可能性のある樹木									
	(2) 明治期以降から生育する樹木									
	(3) 樹齢が古いとされる樹木									
D	(4) 幹周りが3m以上の樹木									
	(5) 生育数が少ない樹木									
	(6) 移入された樹木									
	(7) 記念に植栽された樹木									
	(8) 標本木・副標本木									
4 危険を及ぼす可能性のある樹木										
A	(1) 危険を及ぼす可能性のある樹木									
VI 史跡の修景・景観・眺望に係る植栽管理										
3 史跡の修景の向上を図るための視点場										
B	(1) 藩主や藩士の登城ルートに沿った当時の景観修景									
	(2) 園路沿い石垣裾部周りの修景									
4 城内の視点場から当時可能だった城外眺望の確保										
	(1) 本丸西側「夕陽亭」から城下									
D	(2) 本丸中央から南昌山									
	(3) 本丸東側から早池峰山									
	(4) 二ノ丸西側「望岳亭」から岩手山									
5 城外の視点場から石垣等の眺望確保										
	(1) 西側からの遠景～近景	ア 菜園通から榊山稲荷曲輪の石垣								
	(2) 西側からの近景	ア 大通交差点から三ノ丸の石垣								
B		イ 教育会館向側入口から二ノ丸の石垣								
		ウ 吹上門下から淡路丸の石垣								
	(3) 東側からの中景	ア もりおか歴史文化会館西側 から本丸・二ノ丸・三ノ丸の石垣								
		イ 芝生広場南西入口 から本丸・二ノ丸・三ノ丸の石垣								
	(4) 東側から遠景～近景	イ 毘沙門橋から本丸・淡路丸の石垣								
C	(5) 北側からの近景	ア 櫻山神社西側入口から三ノ丸瓦門及び両側石垣								
	(6) 南側からの近景	ア 南西入口から淡路丸の南西石垣								
		イ 南東入口から淡路丸の南東角石垣								

凡例 A: 優先度急 ~ 第I期整備計画期間前半で緊急に処理する。C: 優先度中 ~ 第II期整備計画期間中で中期的に対処する。☒: 発掘・整備(整備基本計画)
 B: 優先度大 ~ 第I期整備計画期間中で短期的に対処する。D: 日常管理 ~ 持続的な日常管理の中で長期的に対応する。